（地方公共団体金融機構向けエクスポージャー）

第二十七条　地方公共団体金融機構向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

2　前項の場合を除き、地方公共団体金融機構向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十条第一項各号の表に定めるものとする。

（我が国の政府関係機関向けエクスポージャー）

第二十八条　我が国の政府関係機関（特別の法律に基づき設立された法人（業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

一　政府が過半を出資している法人（株式会社を除く。）

二　政府が出資している法人（株式会社を除く。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。次号において同じ。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。以下この項において同じ。）の認可（承認を含む。以下この項において同じ。）を受けなければならない法人

三　政府が過半を出資している法人（株式会社に限る。以下この号及び次号において同じ。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算について、国会の議決を得、又は主務大臣の認可を受け、及び当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人

四　政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の債券及び借入金の償還計画について、主務大臣の認可を受けなければならない法人

2　前項の場合を除き、我が国の政府関係機関向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第三十条第一項各号の表に定めるものとする。

（地方三公社向けエクスポージャー）

第二十九条　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けの円建てエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

2　前項の場合を除き、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、次条第一項各号の表に定めるものとする。

（金融機関向けエクスポージャー）

第三十条　金融機関（第一条第七号ロ、ヘ及びトに掲げる者を除く。次項において同じ。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社及び証券金融会社（法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。以下同じ。）向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一　適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分	3—1	3—2	3—3	3—4
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	百五十

二　カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	二十	五十	百	百	百	百	百五十

2　前項の規定にかかわらず、金融機関及び銀行持株会社に対する円建てのエクスポージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

3　前二項の規定にかかわらず、第一項のエクスポージャーが当該主体の資本調達手段である場合には、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

（第一種金融商品取引業者等向けエクスポージャー）

第三十一条　金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融商品取引業者、最終指定親会社及び外国証券業者が自己資本規制比率（法第四十六条の六に規定する自己資本規制比率をいう。）、連結自己資本規制比率、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。

（法人等向けエクスポージャー）

第三十二条　法人等向けエクスポージャー（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に対するエクスポージャーをいう。ただし、第二十二条から前条までに規定するものを除く。以下同じ。）に格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表に定めるものとする。

信用リスク区分	4—1	4—2	4—3	4—4	4—5
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	百	百五十

2　法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

（短期格付による例外）

第三十三条　前条の法人等向けエクスポージャーに対して短期格付が付与されている場合、同条の規定にかかわらず、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表に定めるものとする。

信用リスク区分	5—1	5—2	5—3	5—4
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	百五十

2　前項の規定により五十パーセント又は百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの債務者に対して標準的手法採用最終指定親会社が短期かつ無格付のエクスポージャーを有する場合、当該短期かつ無格付のエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントを下回らないものとする。

3　標準的手法採用最終指定親会社は、第一項の規定により百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの債務者について、他の無格付のエクスポージャーについても百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用しなければならない。